

通称「なりすまし詐欺」事案による被害

令和6年9月5日(総24第41号)
在デンパサール日本国総領事館

●9月4日、いわゆる「なりすまし詐欺」と思われる詐欺で邦人が高額な被害にあったとの報告が当館にありました。

●詐欺犯は様々な手を使って、相手を信用させようとしてきます。

「緊急」「お金」の話は鵜呑みにせず、十分注意した上で信頼できる人に相談するなど、慎重に行動してください。

本件の概要は以下のとおりです。

邦人(バリ在住)のインドネシア友人 A(バリ在住)に、A のインドネシア友人 B(日本在住)を騙るC(なりすまし犯人:マレーシアの携帯電話番号、Bの顔写真使用)から「妻が出産中、緊急手術になったのでその費用を D 名義口座に送ってほしい」と WhatsApp で連絡があり、緊迫感のある動画や日本国内で撮影されたと思われる動画もあった。

そこで A はこの邦人に相談。邦人が2回、指定口座に送金したが、さらに金銭要求が続いたことから邦人と A は不審に感じ始めた。

その後、この邦人はC(なりすまし犯人)と会話はできるものの話がかみ合わないことから、なりすましを疑い B に Facebook で連絡したところ、B はこの件は無関係だと主張したことから、なりすましによる詐欺被害と判明したものの。

(了)